

2016年度 早稲田大学大学院法務研究科  
法学既修者試験 論述試験  
民 法  
( 出題の趣旨 )

---

**【出題の趣旨】**

**問題 1**

無権代理行為と日常家事債務、共同相続に関する基本的な論点であるが、適切な場合分けなどによって論点を整理するには、表面的な知識にとどまらない問題の理解が要求される。

(1) では、まず、無権代理行為であることを確認した上で、Dの保護について、表見代理の可能性を検討するが、そこでは夫婦間の日常家事債務の規定から日常家事の代理権を基礎づけ、それを基本代理権とする表見代理の可能性を検討する。次に、転得者Eの保護については、不動産取引の安全保護に関する法理論の中から、表見代理、民法94条2項の類推適用を取り上げ、本事案における可能性を検討する。

(2) では、まず、AとCが、無権代理の本人の地位（追認するか追認拒絶するかを選択権）と甲土地の所有権を共同相続することを確認した上で、ACが追認拒絶権を行使できるかを検討する。ここでは無権代理人が本人を単独相続した場合、本人が無権代理人を単独相続した場合と比較しつつ、判例の追認不可分説あるいは無権代理人の相続分のみを有効とする見解を検討し、甲土地の権利関係について私見を述べる。資格融合説、信義則説、追認不可分説、追認可分説がそれぞれ、どのような場合にどのような考慮からどのような解決を主張しているかを整理して述べることを期待されている。最後に、Aの無権代理行為が有効にならない場合について、AがDに対しどのような責任を負うかについても説明して欲しい。

**問題 2**

(1) 土地工作物責任（民法717条）の成否について、①工作物の設置・保存の瑕疵とは何か（その物がその種類に応じて本来備えているべき性状や設備を欠いていること）、②工作物の瑕疵とBの傷害との間の因果関係及び賠償範囲（相当因果関係）について問うとともに、制限速度を大幅に超過して走っていたCの過失責任（民法709条）について問うものである。さらに、Cの過失責任とAの工作物責任の関係について、連鎖的事故の場合に民法719条1項前段の関連共同性があるとみるか（伝統的多数説）、関連的共同性を厳格に解して同条1項前段の適用を認めず、寄与度不明として1項後段を類推する考え方を採用するか（有力説）についても答えてほしい。また、Bにも制限速度違反があるので、過失相殺（民法722条2項）がなされる点にも論及すべきである。

(2) 後遺障害を負った被害者が事実審の口頭弁論終結時までに事故とは別の原因で死亡した場合の逸失利益の扱いについて、①後遺障害の逸失利益を死亡時までに限る立場（切断説）と、②後遺障害の逸失利益を死亡時までに限らない立場（継続説。最判平成8・4・25民集50巻5号1221頁）との考え方の相違を示し、理由づけをする能力を試すものである。

以上